

# 総合評価計画書

国家公安委員会・警察庁  
平成 1 4 年 3 月

## はじめに

国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画においては、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式の3類型を、国家公安委員会及び警察庁における基本的な政策評価の方式とし、そのうち総合評価方式による評価については、実施に当たり、総合評価計画書を作成し、公表することとしている。

国家公安委員会及び警察庁における総合評価方式は、対象となる政策とその効果との因果関係、外部要因の影響、波及効果等を掘り下げて分析することにより、政策の効果を様々な角度から具体的に明らかにするとともに、政策の問題点やその原因を分析するものである。

なお、総合評価については、平成14年から初めて実施するものであり、その習熟に時間を要することが考えられることから、評価の実施体制、業務量、緊急性等の観点から検討を行い、平成14年から実施することが適当であると考えられる行政課題等を選定したものであり、具体的な評価の実践の中で、徐々にその質の向上を図っていくこととする。

なお、社会情勢の変化等に伴い、評価期間の途中で、効果の把握の手法等の変更を行うことがあり得る。

## 行政課題 1 警察改革の推進

(説明)

一連の不祥事を契機として、平成12年3月、警察の刷新改革の方策について各界の有識者からの意見を聴取する場として警察刷新会議が開催され、同年7月、「警察刷新に関する緊急提言」が国家公安委員会に提出された。

国家公安委員会及び警察庁は、これを重く受け止め、同年8月、情報公開の推進、苦情の適正な処理、監察の強化等、警察が当面取り組むべき施策を取りまとめた「警察改革要綱」を策定した。これに基づき、警察庁及び都道府県警察では、組織を挙げて警察改革に取り組んでいる。

警察改革は、その推進により国民の信頼を回復することが強く求められるものであるが、開始から一定期間が経過しているほか、国民からその推進状況について大きな関心が寄せられていることから、平成14年から16年までの3年間で、政策の効果を様々な角度から具体的に明らかにするとともに、政策の問題点やその原因を分析するため、総合評価方式による評価を実施することとする。

## 行政課題 1 警察改革の推進

### 第 1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化

評価の対象とする政策の名称	政策の内容	効果の把握の手法	政策所管課
1 情報公開の推進	施策を示す訓令、通達の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察庁ホームページで公表している訓令等の件数 訓令等は警察庁の施策を示す基礎的な資料であり、訓令等がどの程度公表されているかを把握することにより、警察庁の施策の透明性を測り、国民の信頼の回復状況を推認することができる。</li> <li>その他の警察庁ホームページ掲載情報の充実状況</li> </ul>	総務課
	都道府県警察の情報公開に関する指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県警察が実施機関となる条例改正が行われた都道府県の数及び情報公開審査基準を作成した都道府県警察の数 情報公開条例の実施機関となっている都道府県の数及び情報公開審査基準を作成した都道府県警察の数は、警察行政の透明性を表す指標となり得ることから、国民の信頼の回復状況を推認することができる。</li> </ul>	総務課
	懲戒事案の発表基準の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>懲戒処分事案の発表基準の明確化状況</li> <li>公表された懲戒処分事案の件数 懲戒処分事案の発表基準を明確化し、懲戒処分事案の取扱いを透明化すれば、国民の信頼回復につながるものであることから、発表基準の明確化の状況及び公表された懲戒処分事案の件数を把握する。</li> </ul>	人事課
2 警察職員の職務執行に対する苦情の適正な処理	文書による苦情申出制度の創設 苦情処理システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>苦情申出制度の運用状況及び苦情処理システムの活用状況</li> <li>都道府県警察の職員の職務執行について申し出られた苦情の受理・処理件数</li> <li>苦情情報管理のためのコンピュータシステムの整備状況（設置状況等）等 申し出られた苦情への的確な対応は、国民の信頼回復につながるものであることから、苦情申出制度及び苦情処理システムの運用状況について把握する。</li> </ul>	人事課
3 警察における厳正な監察の実施	警察庁、管区警察局及び都道府県警察における監察体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察庁、管区警察局及び都道府県警察における監察担当者の配置状況</li> <li>都道府県警察における首席監察官の格上げ状況</li> </ul>	人事課

	警察庁及び管区警察局による都道府県警察に対する監察の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察庁及び管区警察局が行った監察の実施状況（監察結果に基づく改善状況を含む。）</li> <li>警察庁等における監察体制の強化等により、厳正な監察の実施が行われることとなれば、国民の信頼を回復することが可能となることから、上記指標等を把握する。</li> </ul>	
4 公安委員会の管理機能の充実と活性化	警察の行う監察をチェックする機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>公安委員会に対する監察実施状況の報告状況</li> <li>各都道府県で行われた公安委員会の指示に基づく監察の実施事例</li> <li>公安委員会の管理機能の強化により、警察の行う監察の的確な実施が担保されることとなれば、国民の信頼を回復することが可能となることから、上記指標等を把握する。</li> </ul>	人事課
	補佐体制の確立 「管理」概念の明確化 公安委員の任期の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>公安委員会の活動状況</li> <li>公安委員会補佐体制の状況</li> <li>公安委員会規則等における「管理」概念の明確化の状況</li> <li>公安委員の交代の状況</li> </ul> <p>公安委員会による警察の管理機能の充実等が図られれば、国民の信頼回復につながると考えられることから、その推進状況を把握する。</p>	国家公安委員会 会務官

## 第2 「国民のための警察」の確立

評価の対象とする政策の名称	政策の内容	効果の把握の手法	政策所管課
1 国民の要望・意見の把握と誠実な対応	警察安全相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察に寄せられる相談取扱件数</li> <li>・警察安全相談員（非常勤の元警察職員）の配置等体制の整備状況</li> <li>・関係機関・団体との相談ネットワークの構築状況及び連携状況</li> <li>・相談業務に係る表彰件数</li> </ul> <p>国民から寄せられる相談に親身になって対応し、関係機関等とのネットワークの構築等により迅速な解決を図ることにより、警察に対する国民の信頼が増すものと考えられることから、上記指標等により警察安全相談の充実の状況を把握する。</p>	生活安全企画課
	告訴・告発への取組みの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・告訴・告発への取組み状況</li> </ul> <p>告訴・告発については、その取扱い如何が、国民の警察に対する理解と信頼を左右するものであることから、告訴・告発への取組みの向上を図ることが国民の信頼回復につながり、その度合いを推認し得る。</p>	捜査第二課
	職務執行における責任の明確化 (1)窓口職員等の名札の着用 (2)警察官等の識別章の着装 (3)警察手帳の形状変更の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口職員等の名札の着用状況</li> <li>・警察官等の識別章の着装状況</li> <li>・警察手帳の形状変更の実施状況等</li> </ul> <p>警察官の職務執行における責任を明確化し、職務執行の適正が強く担保されることとなれば、国民の信頼を回復することが可能となることから、上記指標等を把握する。</p>	人事課
	警察署協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察署協議会の開催状況</li> </ul> <p>警察署協議会の意見を踏まえた施策の実施状況 警察署協議会の開催により地域住民の要望・意見を把握するとともに、当該要望等を警察署の活動に反映させれば、国民の信頼回復につながると考えられることから、上記指標等を把握する。</p>	総務課
2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化	空き交番の解消、駐在所の再評価及びパトロールの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交番相談員の配置箇所数</li> <li>・駐在所勤務員の配偶者同伴率</li> <li>・地域警察官による刑法犯検挙人員</li> <li>・パトロールカードの活用状況</li> </ul>	地域課

	<p>国民は安心して暮らせる社会の実現を求めているところ、パトロール強化等により国民の犯罪に対する不安感を軽減すれば、警察に対する国民の信頼が回復すると考えられることから、上記指標等を把握する。</p>	
犯罪や事故のないまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯基準等（*）に適合した道路、公園、共同住宅等における犯罪発生状況 （*）平成12年2月24日に警察庁が定めた「道路、公園、駐車場及び公衆便所に係る防犯基準」及び平成13年3月23日に国土交通省と共同で改定した「共同住宅に係る防犯上の留意事項」をいう。</li> <li>自治体、企業を含む地域住民やNPO等の民間ボランティアとの連携状況 犯罪発生が減少して国民の犯罪に対する不安感が軽減されることにより、警察の講じた施策が効果的なものであると認められ、国民からの信頼が回復するものと考えられる。また、自治体や民間ボランティアとの連携が推進されることは、それだけ国民が警察と一体となって犯罪のないまちづくりに積極的に取り組む表れであり、警察が国民の信頼を回復できたことが推認される。</li> <li>特定交通安全施設等整備事業による交通人身事故抑止効果 交通管制センターの高度化、信号機改良等の特定交通安全施設等整備事業を推進することによって、年々深刻化する交通事故を防止することは、国民の警察に対する評価に直結することから、交通安全施設の整備による交通人身事故抑止効果を把握する。</li> </ul>	生活安全企画課
ストーカー行為、児童虐待等新たな問題への対応及び少年犯罪対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>ストーカー規制法に基づく、警告、禁止命令、検挙、援助等の運用状況及びストーカー事案に係る刑法犯の検挙件数 ストーカー事案に関しては、被害者からの訴えや相談に対する警察の対応の在り方が厳しく問われていたことから、被害者の立場に立った的確な対応の推進状況を把握することにより、国民の信頼回復の状況を推認できる。</li> <li>被害児童に対する支援事例、関係機関との連携状況等並びに刑法犯少年検挙人員、少年相談受理状況及び補導人員 国民は、児童虐待等の被害にあった少年に対する的確な支援や、依然として深刻な状況にある少年犯罪への的確な対応を求めているところ、これらの推進状況を把握することにより、国民の信頼回復の状況を推認できる。</li> </ul>	交通規制課
民事介入暴力対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>暴力団関係相談への適切な対応及び援助の措置の状況</li> </ul>	生活安全企画課 少年課
		暴力団対策第

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士会、暴力追放運動推進センター等との連携状況 関係機関との連携を強化しつつ暴力団関係相談等に適切に対応することにより国民の身近な不安の解消を図れば、国民の警察に対する信頼回復につながるものと考えられることから、相談及び援助の措置の状況、関係機関との連携状況を把握する。</li> </ul>	一課
3 被害者対策の推進	犯罪被害給付制度の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害給付制度の運用状況 犯罪被害者は、犯罪による生命、身体、財産等に対する直接的被害だけでなく、失職等による経済的負担をも負うことがある。犯罪被害給付制度の拡充により給付額の引上げ等を図ったところであるが、本制度を的確に運用すれば国民の信頼回復につながるものと考えられることから、その運用状況を把握する。</li> </ul>	給与厚生課
	きめ細かな被害者支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者支援事例 被害者支援を的確に推進すれば、国民の信頼回復につながるものと考えられることから、被害者支援の事例を把握する。</li> </ul>	給与厚生課
4 実績評価の見直し	相談、被害者対策、保護等の業務に対する適切な評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談、被害者対策、保護に係る表彰状況 相談、被害者対策、保護について適切な評価が行われれば、これらの業務が的確に推進されることとなり、ひいては、国民の信頼回復につながるものと考えられることから、これらの業務に係る表彰の状況を把握する。</li> </ul>	給与厚生課、生活安全企画課、地域課



### 第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

評価の対象とする政策の名称	政策の内容	効果の把握の手法	政策所管課
1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決	国際的協力強化のための枠組みの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連での犯罪関連条約の策定作業やG 8 国際組織犯罪対策上級専門家会合等における審議への参画状況</li> <li>犯罪対策に係る国際的協力強化のための枠組みの構築に資する活動を行うことにより、我が国における犯罪対策の推進を図ることができると考えられるところ、積極的に参画している国連での犯罪関連条約の策定作業やG 8 国際組織犯罪対策上級専門家会合等の審議への参画状況を把握することにより、将来の国内施策の推進による国民の信頼回復の状況を推認することができる。</li> </ul>	国際第二課
	内外の関係機関相互の協調体制構築による共同行動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内外の関係機関との連携状況</li> <li>国内外の関係機関との連携を推進し、組織犯罪対策の推進のための体制を整備することにより、我が国における犯罪対策の推進を図ることができると考えられるところ、関係機関との連携状況を把握することにより、国民の信頼回復の状況を推認することができる。</li> </ul>	国際第一課
	銃器・薬物、密入国、マネー・ローンダリング対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>暴力団構成員等からのけん銃押収丁数</li> <li>暴力団の武器庫の摘発件数</li> <li>銃器・薬物の密輸入事件の摘発件数</li> <li>麻薬特例法第5条違反（業として行う不法輸入等）、第6条違反（薬物犯罪収益等隠匿）及び第7条違反（薬物犯罪収益等收受）の検挙件数</li> <li>組織的犯罪処罰法第9条違反（不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為）の検挙件数（但し、薬物犯罪に関する件数のみ）</li> </ul> <p>上記の指標により、暴力団その他の犯罪組織に打撃を与えられたかどうかを検証することができるが、犯罪組織に打撃を与えることができれば、国民の信頼を回復することにつながるものと推認される。</p>	銃器対策課、薬物対策課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>組織的犯罪処罰法に定めるマネー・ローンダリング処罰規定を適用した事件検挙件数</li> </ul>	暴力団対策第二課

		<p>国民生活の安全を脅かす犯罪組織を、その資金源を断つことにより壊滅に追い込めば、国民に目に見える形で安心感を与え、警察に対する国民の信頼を回復することとなることから、マネー・ローンダリングで検挙した事件数を把握する。</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・入管法（出入国管理及び難民認定法）違反検挙件数・人員</li> <li>・関係機関との連携状況</li> <li>・集団密航事案の検挙件数、密航形態等の把握</li> </ul> <p>不法入国対策については、入国管理局等関係機関と連携して、また、密航形態等の把握を通じて水際対策を推進することにより、入管法違反事件・集団密航事案を検挙することが、国民の警察に対する評価に直結することから、上記指標等を把握する。</p>	外事課
	執行力強化に向けた組織づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県警察における組織改編等の取組状況</li> </ul> <p>執行力の高い警察組織をつくることで、強力かつ的確な職務執行が可能となれば、国民の信頼回復につながるものと考えられる。</p>	総務課
	専門的技術能力の向上のための訓練の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育訓練の実施状況</li> <li>・訓練環境の整備状況</li> </ul> <p>平素から専門技術的能力の向上のための訓練を行うことなどにより、組織犯罪が発生した際に迅速・的確な捜査を行って被疑者を検挙すれば、国民の警察に対する評価が高まり、信頼の回復につながるものと考えられる。</p>	刑事企画課
2 サイバー犯罪等ハイテク犯罪対策の抜本的な強化	警察庁及び管区警察局におけるサイバーフォースの設置を始めとする警察情報通信組織の改編 監視・緊急対処体制の整備強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハイテク犯罪捜査技術支援状況</li> <li>・サイバーテロに対する監視・緊急対処体制の整備状況</li> <li>・重要インフラ等の管理者との連携状況</li> </ul> <p>本政策はハイテク犯罪対策を技術的見地から支援するものであるが、その推進によりの確にハイテク犯罪対策が図られれば、国民の信頼回復につながるものと考えられる。</p>	警備企画課、 情報通信企画課、 技術対策課
3 広域犯罪への的確な対応	管区警察局広域調整部の新設  広域捜査支援システムの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域重要事件等における府県間調整の実施状況</li> <li>・広域捜査訓練の実施状況</li> <li>・広域捜査支援システムの整備状況</li> <li>・広域捜査支援システムの活用状況</li> </ul>	刑事企画課

		平素から広域犯罪を想定して訓練を行うことなどにより、広域犯罪が発生した際に迅速・的確な捜査を行って被疑者を検挙すれば、国民の警察に対する評価が高まり、信頼の回復が図られるものと考えられることから、システムの整備状況、府県間調整の実施状況、訓練の実施状況及びシステムの活用状況を把握する。	
4 安全かつ快適な交通の確保	道路交通のIT化、バリアフリー化の推進	・ 標記施策に資する特定交通安全施設等整備事業による交通人身事故発生件数の抑止、交通の円滑化、二酸化炭素排出量の削減効果 道路のIT化、バリアフリー化に資する特定交通安全施設等整備事業を推進することによって、年々深刻化する交通事故（特に高齢者の交通事故）を防止するとともに、都市部における慢性的な交通渋滞の解消等を図ることは、国民の警察に対する評価に直結することから、交通安全施設の整備による交通人身事故発生件数の抑止、交通の円滑化、二酸化炭素排出量の削減効果を評価する。	交通規制課
	凶悪化する暴走族に対する対策の強化	・ 暴走族に関する110番入電件数及び暴走族構成員数等 ・ 暴走族の取締り状況 暴走族の取締りに関する国民の要望は極めて高いため、取締り等を強力に推進して暴走族の根絶を図ることは国民の警察に対する評価につながることから、上記指標等により暴走族対策の効果を評価する。	交通指導課
	手続の簡素化による国民の負担軽減	・ 簡素化された手続の可能な窓口の整備状況・手続の件数等により、国民の負担軽減を推認することができることから、次の指標により、効果を把握 (1)更新を行った者に占める更新申請時に写真添付を省略した者の比率 (2)更新申請窓口における優良運転者が申請可能な窓口の比率 (3)更新申請窓口における経由申請が可能な窓口の比率 (4)更新予定者に占める失効者の比率（更新期間の延長前後の比率） 手続の簡素化による国民の負担の軽減は国民の要請に応えるものであり、国民の警察に対する評価につながることから、国民の負担軽減を評価する。	運転免許課

#### 第4 警察活動を支える人的基盤の強化

評価の対象とする政策の名称	政策の内容	効果の把握の手法	政策所管課
1 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上	<p>教育の充実</p> <p>種採用者等の人事管理の見直し</p> <p>職務執行の中核たる警部補の在り方の見直し</p> <p>優秀かつ多様な人材の確保と活用</p> <p>女性警察官の積極的採用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「民事不介入」についての誤った認識を払拭するなどの教育の改善状況等</li> <li>・警部補期間の延長状況</li> <li>・警部段階での各都道府県警察勤務状況</li> <li>・警視への昇任まで期間の延伸状況</li> <li>・本部長に任用する際の人事検討委員会の開催状況、組織管理者研修の実施状況</li> <li>・警部補の在り方の見直し内容</li> <li>・警部補の在り方の見直しを検討した都道府県や見直しを実施した都道府県の状況</li> <li>・採用試験時における競争倍率等</li> <li>・中途採用者・特別採用者の採用者数等</li> <li>・全警察官に占める女性警察官の割合</li> <li>・女性警察官の職域の拡大状況</li> </ul> <p>精強な執行力を確保するとともに警察職員一人一人の資質を向上し、強力かつ的確な職務執行を可能とすれば、国民の信頼を回復することとなるものと考えられることから、上記指標等を把握する。</p>	人事課
2 業務の合理化と地方警察官の計画的増員	<p>徹底した合理化による人員の配置、運用の見直し</p> <p>効率性の追求</p> <p>国民のための警察活動を強化するための地方警察官の計画的増員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合理化された人員数等</li> <li>・業務の見直し状況</li> <li>・地方警察官の増員数等</li> </ul> <p>地方警察官の増員を図るとともに業務の合理化を実施し的確な人員配置を行うことにより、国民のニーズに応えた警察活動を行うことが可能になるものと考えられることから、上記指標等を把握する。</p>	人事課
3 活力を生む組織運営	<p>厳しい勤務に従事する警察職員の処遇改善</p> <p>表彰・報奨制度の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・級の切り上げ、特殊勤務手当の充実等の状況</li> <li>・給与処遇の運用面の見直し状況</li> <li>・警察改革要綱策定後新たに制定された表彰制度の状況</li> <li>・表彰の実施回数、対象者数等</li> </ul>	人事課、給与厚生課

	能力・実績に応じた昇進・給与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公務員制度改革を受けての検討状況</li> <li>・ 見直しを検討した都道府県や見直しを実施した都道府県の状況 活力を生む組織運営を行うことにより、強力かつ的確な職務執行を可能とすれば、国民の信頼を回復することとなるものと考えられることから、上記指標等を把握する。</li> </ul>	
--	----------------	---	--

上記の政策については、それぞれ、その在り方について、学識経験者等から意見を聴取する。

## 行政課題 2 総合的な被害者対策の推進

(説明)

警察は、被害の届出を受理し、犯罪の捜査を行うという面で被害者と密接な関係を有しており、被害の回復・軽減、再発防止等について被害者から大きな期待を寄せられていることから、被害者の視点に立った被害者のための各種施策の推進に努めている。

警察庁では、平成8年2月、被害者対策の基本方針を取りまとめた「被害者対策要綱」を制定したほか、平成11年には犯罪捜査規範に被害者対策に関する規定を整備した。これに基づき、各都道府県警察では、その重要性や基本的考え方を組織の隅々まで徹底し、組織を挙げて被害者対策に取り組んでいる。

このように、総合的な被害者対策の推進については、社会経済や国民生活に与える影響が大きく、開始から一定期間が経過していることから、平成14年から16年までの3年間で、政策の効果を様々な角度から具体的に明らかにするとともに、政策の問題点やその原因を分析するため、総合評価方式による評価を実施することとする。

## 行政課題 2 総合的な被害者対策の推進

評価の対象とする政策の名称	政策の内容	効果の把握の手法	政策所管課
第1 基本的な施策の推進	被害者に対する情報提供 相談・カウンセリング体制の整備 捜査過程における被害者の負担の軽減 被害者等の安全の確保 犯罪被害給付制度の拡充 民間被害者援助団体等関係機関・団体等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記政策に係る被害者支援事例を把握</li> <li>犯罪被害給付制度の運用状況を把握</li> </ul>	給与厚生課、生活安全企画課、地域課、刑事企画課
第2 被害者の特性に応じた施策の推進	性犯罪に係る被害者対策 被害少年に対する支援 悪質商法に係る被害者対策 暴力団犯罪に係る被害者対策 交通事故に係る被害者対策 配偶者からの暴力事案及びストーカー事案に係る被害者対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記政策に係る相談受理件数等を継続的に測定するなどにより、被害者支援状況を把握</li> <li>左記政策に係る被害者支援事例を把握</li> </ul>	生活安全企画課、少年課、生活環境課、捜査第一課、暴力団対策第一課、交通企画課

上記の政策については、それぞれ、その在り方について、学識経験者等から意見を聴取する。